



広島県報

号 外
第 151 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

告 示

町及び字の区域の廃止並びに町の区域の設定 (市町行財政室) 一
 公有水面埋立ての竣功の認可 (港湾管理室) 四

告 示

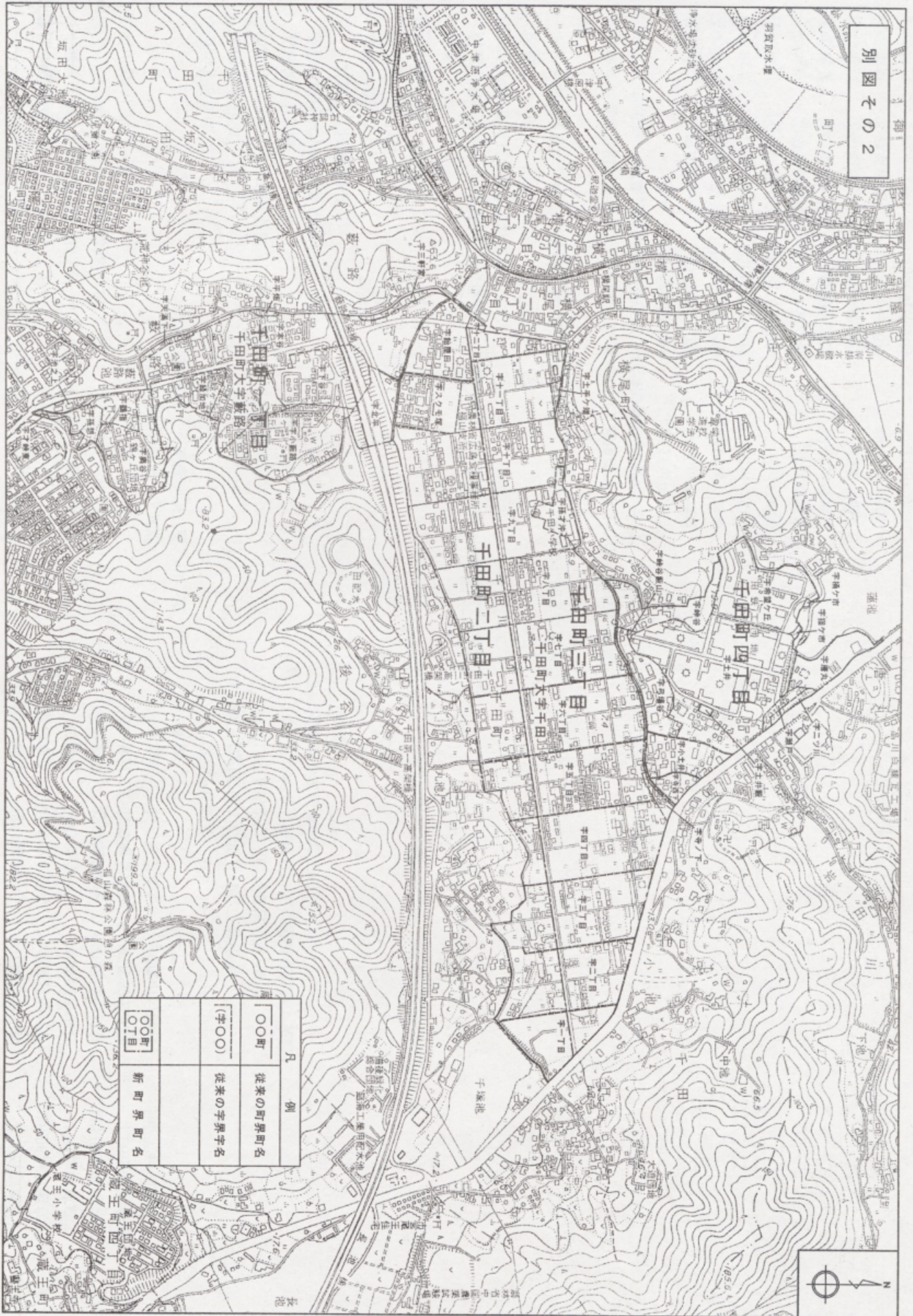
広島県告示第八百八十八号
 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号に規定する街区方式による住居表示を実施するため、平成十八年十一月二十日から、福山市の別図その一に示す区域内の町及び字の区域を廃止し、その区域をもって別図その二に示す町の区域を新たに画する旨、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、福山市市長から届出があった。

平成十八年十月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

別図その1





別図その2

凡 例	
○●町	従来の町界町名
(字○○)	従来の字界字名
○●町	新町界町名
○●町	新町界町名

広島県告示第889号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条の規定によつて、公有水面埋立ての^{U₄₇₄}竣功を次のとおり認可した。

平成18年10月20日

重井港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

1 ^{U₄₇₄} 竣功認可年月日

平成18年10月12日

2 ^{U₄₇₄} 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

(1) 名称及び所在地

尾道市因島重井町474番地の1

因島鉄工業団地協同組合

(2) 代表者の氏名

理事長 柏 原 公 生

3 埋立区域

(1) 位置

尾道市因島重井町474番地26, 474番地27, 474番地39, 474番地40, 474番地42, 474番地43及び474番地45の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

の地点 尾道市因島大浜町字薄山134 - 16番地の国土地理院三等三角点「薄山」（標高

226.63m, 北緯34度20分40秒6791, 東経133度09分28秒7986)

の地点	の地点から	323度09分05秒	1,413.17mの地点
の地点	の地点から	257度00分40秒	12.66mの地点
の地点	の地点から	167度14分23秒	129.01mの地点
の地点	の地点から	256度25分46秒	0.03mの地点
の地点	の地点から	167度10分50秒	40.81mの地点
の地点	の地点から	256度59分22秒	0.05mの地点
の地点	の地点から	167度09分26秒	79.43mの地点
の地点	の地点から	257度11分04秒	0.63mの地点
の地点	の地点から	167度15分26秒	20.28mの地点
の地点	の地点から	75度41分30秒	7.71mの地点

の地点	の地点から	76度22分53秒	5.19mの地点
の地点	の地点から	347度17分12秒	8.96mの地点
の地点	の地点から	346度35分04秒	1.84mの地点
の地点	の地点から	346度52分17秒	142.06mの地点
の地点	の地点から	347度36分39秒	1.96mの地点
の地点	の地点から	347度07分55秒	105.52mの地点

(3) 面積

3,155.11平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成17年5月27日 広島県告示第706号

(平成17年5月17日付け指令港湾第23号で免許)

5 法第22条第3項の市町名

尾道市